

全国健康保険協会千葉支部 第77回評議会  
(平成27年12月17日開催)

- 平成28年度 協会けんぽ事業計画案（重点事項）
- 保険者機能アクションプラン（第3期）
- 平成28年度 健康保険勘定予算  
(業務経費及び一般管理費の内訳) （案）



## 《目次》

平成28年度 協会けんぽ事業計画案（重点事項） ··· 1 ~ 26

保険者機能アクションプラン（第3期） ······ 27 ~ 40

平成28年度 健康保険勘定予算  
(業務経費及び一般管理費の内訳) (案) ······ 41 ~ 45

# 平成28年度 協会けんぽ事業計画案（重点事項）

## 平成 28 年度協会けんぽ事業計画案（重点事項）

新（平成 28 年度）	現（平成 27 年度）
<p><b>1. 保険運営の企画</b></p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>加えて、パイロット事業を活用し、新たに効果的な施策を検討し、協会において有益な業務は全国展開を図り、成果を外部へ発信する。</p> <p>さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図るための場を設ける。</p>	<p><b>1. 保険運営の企画</b></p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p><u>新たに「保険者機能強化アクションプラン（第3期）（仮称）」を策定し</u>、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、<u>支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図るとともに、パイロット事業等の成果を全国的に普及する</u>。なお、「保険者機能強化アクションプラン（第3期）（仮称）」に新たに盛り込まれる事項についても、必要なものから隨時実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療に関する情報の収集と分析</li> <li>○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供</li> </ul>

<p>また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。</p> <p style="text-align: center;">1 (2) に移動</p> <p>なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>都道府県など関係方面への積極的な発信</u></li> <li>○ <u>他の保険者との連携や共同事業の実施</u></li> <li>○ <u>保健事業の効果的な推進</u></li> <li>○ <u>ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</u></li> <li>○ <u>ソーシャルネットワークサービスを活用した広報 等</u></li> </ul> <p>また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。</p> <p><u>都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して、提言を行うとともに、積極的に各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。</u></p> <p>なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等</p>
--	--

<p>についても、引き続き着実に推進していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業<u>の実施支部数の拡大を図る</u>。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>加えて、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <p><u>都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して、提言を行うとともに、各種協議会など、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参画し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。</u></p>	<p>についても、引き続き着実に推進していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業<u>の全国展開を図る</u>。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>加えて、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p>
---	--

また、平成 27 年医療保険制度改革等を踏まえて、都道府県単位保険料率について、激変緩和や、国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、今後の具体化や準備を進める。

### (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内 2 回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。

また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

加えて、ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施する。

### (4) 地域医療への関与

各支部においては、策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の

また、平成 27 年医療保険制度改革案等を踏まえて、都道府県単位保険料率について、激変緩和のあり方や、国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度のあり方について議論を進める。

### (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内 2 回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。

また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

### (4) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地

保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

また、本部においては、各支部が医療審議会等の医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き国に対して働きかけを行う。

加えて、医療法等に関する重要事項を審議する社会保障審議会医療部会等への参画に向けて、国に対する働きかけを行う。

#### (5) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対するレセプト情報等の提供のあり方について引き続き検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う**本部・支部**職員を中心に、外

域医療への関与が求められることを踏まえ、各支部がビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行うとともに、本部としても意見発信に当たっての視点の提示等を行う。

#### (5) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対するレセプト情報等の提供のあり方について引き続き検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究として、27年度は新たに、地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象にする。

医療費分析等の研究を行う**専任**職員を中心に、医療・介

<p><u>部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。</u></p> <p>本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。</p> <p>(6) 広報の推進</p> <p><u>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</u></p> <p><u>医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、支部ごとにチラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。</u></p>	<p>護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。</p> <p>本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。</p> <p>(6) 広報の推進</p> <p><u>協会の財政状況や取組み、医療保険制度や介護保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。</u></p> <p><u>また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</u></p> <p><u>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</u></p>
---	--

加入者・事業主が必要としている情報を伝えするという視点から、モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。

都道府県、市町村、関係団体との連携による広報では、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、広報に努める。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

#### (7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が發揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのイン

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

#### (7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのイン

<p>センティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。</p> <p>被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。</p> <p>協会の<u>中長期的には楽観視できない保険財政</u>、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p>	<p>センティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。</p> <p>被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。</p> <p>協会の<u>財政状況の厳しさ</u>、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p><b>2. 健康保険給付等</b></p> <p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p>	<p><b>2. 健康保険給付等</b></p> <p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p>

その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。

## (2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

## (3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないよう配慮する。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。

## (2) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する

(3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要

<p>など、不正請求を防止する。</p> <p>なお、本部では審査強化の支援として、<u>標準報酬月額が83万円以上である申請や</u>資格取得直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。</p> <p>(7) 海外療養費支給申請における重点審査</p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、<u>外部委託を活用した</u>診療明細の精査や<u>翻訳内容の再確認</u>、医療機関への文書照会を実施する。</p> <p>(8) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、<u>支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、</u>点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。</p> <p>さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施</p>	<p><u>な申請については、積極的に調査</u>を実施するなど、不正請求を防止する。</p> <p>なお、本部では審査強化の支援として、資格取得直後や<u>高額な標準報酬月額への変更直後</u>に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。</p> <p>(6) 海外療養費支給申請における重点審査</p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、<u>申請書に添付された</u>診療明細の精査や、<u>療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する</u>文書照会<u>等</u>を実施し、<u>審査を強化</u>する。</p> <p>(7) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。</p> <p>さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施</p>
---	--

し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

#### (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

#### (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証を回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

#### (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権及び求償事務担当者を対象とした担当者研修会を開催し、法的手手続きに関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。さらに、債権統括責任者会議を開催し、着実に債権管理・回収業務を進めるための体制を確立する。

#### (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力

#### (9) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

#### (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力

<p>いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p><b>3. 保健事業</b></p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p><u>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」についてはP D C Aを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進める。</u></p> <p>また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQ O Lの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。</p>	<p>いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p><b>3. 保健事業</b></p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p><u>各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、P D C Aを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。</u></p> <p>また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQ O Lの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。</p>
--	--

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

## (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を更に縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。

また、「データヘルス計画」による協働業務や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。

特定健康診査については、自治体との連携の効果を生かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプショナル健診」の拡大を図る。

受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

## (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプショナル健診」の拡大を図る。

受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

事業者健診データの取得は、事業主への勧奨効果が大き

り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

がん検診等、検査の実施方法の多様化や加入者等のニーズに応えるため、生活習慣病予防健診の検査項目について、見直しの検討を行う。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

いと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）の活用や各都道府県の労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

保健指導効果の支部間格差に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者の育成方法について見直しを進める。

### (3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。

## 4. 組織運営及び業務改革

### (3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。

## 4. 組織運営及び業務改革

### (1) 新しい業務・システムの定着

業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業

	<u>務・システムについて、着実な定着を図る。</u>
<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>② 実績や能力本位の人事の推進</p> <p><u>協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</u></p> <p>③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <p>加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、<u>人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施</u>、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p>	<p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>② 実績や能力本位の人事の推進</p> <p><u>目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、人事制度の改定に向け具体的な検討を進める。</u></p> <p>③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <p>加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p>

<p>④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>⑤ リスク管理</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>(2) 人材育成の推進</p> <p><u>「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。</u></p> <p><u>職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。</u></p> <p><u>また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を</u></p>	<p>④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>⑤ リスク管理</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。</p>
--	---

<p>実施する。</p> <p>その他、<u>オンライン研修</u>の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。</p> <p><b>(3) 業務改革・改善の推進</b></p> <p><u>地域毎に複数の支部で構成された業務改革会議等を実施し、より良いサービスの標準化を目指す。</u>各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。</p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p><b>(4) 経費の節減等の推進</b></p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、</p>	<p><u>特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするために、研修制度の見直しを検討する。</u></p> <p>その他、<u>引き続き、e-ラーニング</u>の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。</p> <p><b>(4) 業務改革・改善の推進</b></p> <p><u>より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。</u></p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p><b>(5) 経費の節減等の推進</b></p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、</p>
---	--

<p>消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>	<p>消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
---	---

新（平成 28 年度）			現（平成 27 年度）		
協会の運営に関する各種指標（ <u>28</u> 年度健康保険関係数値）について			協会の運営に関する各種指標（ <u>27</u> 年度健康保険関係数値）について		
【目標指標】			【目標指標】		
サービス関係指標			サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日）の達成率	100%	サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日）の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内		健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
保健事業関係指標			保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>53.2%</u> 被扶養者 <u>30.0%</u>	健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>57.5%</u> 被扶養者 <u>20.2%</u>
		事業者健診のデータの取込 率			事業者健診の データの取込 率
事業者健診の 取得	事業者健診のデータの取込 率	<u>13.7%</u> (被保険 者)	事業者健診の 取得	事業者健診のデータの取込 率	<u>10.6%</u> (被保険 者)
保健指導の実 施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>15.2%</u>	保健指導の実 施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>14.5%</u>

		被扶養者 <u>4.1%</u>
<b>医療費適正化等関係指標</b>		
レセプト点検 効果額	加入者 1人当たり診療内容 等査定効果額（医療費ベース）	<u>XXX</u> 円以上(※)
ジェネリック 医薬品の使用 促進	ジェネリック医薬品使用割 合（数量ベース）	<u>XX.X%</u> (※)
加入者・事業主 への広報	メールマガジンの新規登録 件数	<u>13,000</u> 件
(※)最新の統計情報に基づき設定予定（平成 28 年 1 月開催の運営委員会 で報告予定）		
<b>【検証指標】</b>		
各種サービスの利 用状況	インターネットによる医療費通知の利用 <u>件数</u>	
	任意継続被保険者の口座振替利用率	
事務処理誤りの防 止	「事務処理誤り」発生件数	
お客様の苦情・意 見	苦情・意見の受付件数	
		被扶養者 <u>3.3%</u>
<b>医療費適正化等関係指標</b>		
レセプト点検 効果額	加入者 1人当たり診療内容 等査定効果額（医療費ベース）	<u>138</u> 円以上
ジェネリック 医薬品の使用 促進	ジェネリック医薬品使用割 合（数量ベース）	<u>65.1%</u>
加入者・事業主 への広報	メールマガジンの新規登録 件数	<u>13,000</u> 件
<b>【検証指標】</b>		
各種サービスの利 用状況	インターネットによる医療費通知の利用 <u>割合</u>	
	任意継続被保険者の口座振替利用率	
事務処理誤りの防 止	「事務処理誤り」発生件数	
お客様の苦情・意 見	苦情・意見の受付件数 <u>とその内容</u>	

お客様満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービス全体としての満足度</li> <li>・職員の応接態度に対する満足度</li> <li>・訪問目的の達成度</li> <li>・窓口での待ち時間の満足度</li> <li>・施設の利用の満足度</li> </ul>	お客様満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービス全体としての満足度</li> <li>・職員の応接態度に対する満足度</li> <li>・訪問目的の達成度</li> <li>・窓口での待ち時間の満足度</li> <li>・施設の利用の満足度</li> </ul>
レセプト点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>加入者</u>1人当たり資格点検効果額</li> <li>・<u>加入者</u>1人当たり外傷点検効果額</li> <li>・<u>加入者</u>1人当たり内容点検効果額</li> </ul>	レセプト点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被保険者</u>1人当たり資格点検効果額</li> <li>・<u>被保険者</u>1人当たり外傷点検効果額</li> <li>・<u>被保険者</u>1人当たり内容点検効果額</li> </ul>
健診・保健指導の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</li> <li>・特定保健指導利用者の改善状況</li> </ul>	健診・保健指導の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</li> <li>・特定保健指導利用者の改善状況</li> </ul>
ホームページの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへのアクセス件数</li> <li>・ホームページの利用目的達成度</li> </ul>	ホームページの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへのアクセス件数</li> <li>・ホームページの利用目的達成度</li> </ul>
都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県医療費適正化計画にかかる検討会への参加支部数</li> <li>・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数</li> </ul>	都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県医療費適正化計画にかかる検討会への参加支部数</li> <li>・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数</li> </ul>
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率	申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数</li> <li>・随意契約の割合(件数)、内訳</li> <li>・コピー用紙等の消耗品の使用状況</li> </ul>	業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数</li> <li>・随意契約の割合(件数)、内訳</li> <li>・コピー用紙等の消耗品の使用状況</li> </ul>

(注)「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まないまたは具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

(注)「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まないまたは具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

(平成27年10月1日制定)

## 保険者機能強化アクションプラン（第3期）

## 1. 保険者機能の更なる強化に向けて

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者や事業主の利益の実現を図ることを基本使命としています。

協会は、設立以来、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者をつくる、すなわち「創建」するため、組織基盤の整備に取り組んできました。

設立から8年目を迎える27年度は、医療保険制度改革法により協会の国庫補助率16.4%が期限の定めなく維持され、協会の財政基盤の当面の安定化が実現するとともに、6月には業務・システムの刷新を行いました。この2つの大きな変化によって、協会の設立目的である保険者機能を発揮するための主体的な条件が整いました。

また、平成26年の医療法改正により、地域医療構想の策定にも参画することになるなど、医療保険者が新たに地域の医療提供体制に関与することが法律上、位置付けられました。

このことを受けて、協会は27年度以降、保険者としての基礎固めに注力していたこれまでの延長線上にはない、新たなステージに入ることとなります。

第3期の「保険者機能強化アクションプラン」は、この新たなステージで保険者機能を発揮する協会にとっての3年間の中長期的な計画であり、保険者が果たすべき役割を実現するため、保険者としての機能を「基盤的な機能」及び「戦略的な機能」と分類することで明確にし、「戦略的な機能」である加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化することを目的としています。

このプランにおいては、さらに創造的な活動を拡大するため、支部においては対外的な発信力の強化、本部においては内部的な牽引力の強化に重点を置き、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、支部・本部それぞれで具体的に講じていくべき施策を明確にしました。

第3期の「保険者機能強化アクションプラン」に基づき、平成29年度までを目途に保険者機能の強化を図ります。

## 2. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の全体像

### 協会の基本理念

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

#### 基本コンセプト

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

### H27年度～

- 医療保険制度改革による国庫補助率16.4%の恒久化等
- 業務・システムの刷新

### 保険者機能の実施

#### 協会の基本理念の実現 （＝保険者が果たしている（果たすべき）役割・機能の実現）

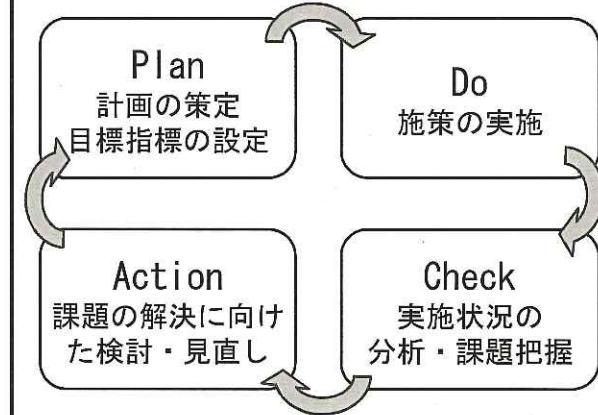
##### 戦略的な機能

- 医療の質や効率性向上のための医療提供体制への働きかけ
- 保健事業等を通じた加入者の健康管理、健康増進
- 広報活動による加入者への医療情報の提供、疾病予防

##### 基盤的な機能

- 加入者の加入手続きと資格管理、加入者サービス
- 保険給付額等に見合った保険料の設定、徴収
- レセプトと現金給付の審査及び支払

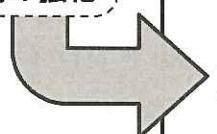
### 運営に対するPDCAサイクル



アクションプラン  
策定による  
戦略的な機能の強化

### アクションプランを通じて実現すべき目標

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化



### 実施期間

- 期間については平成29年度までの3年間を想定。
- 定期的に実施状況の確認を行う。

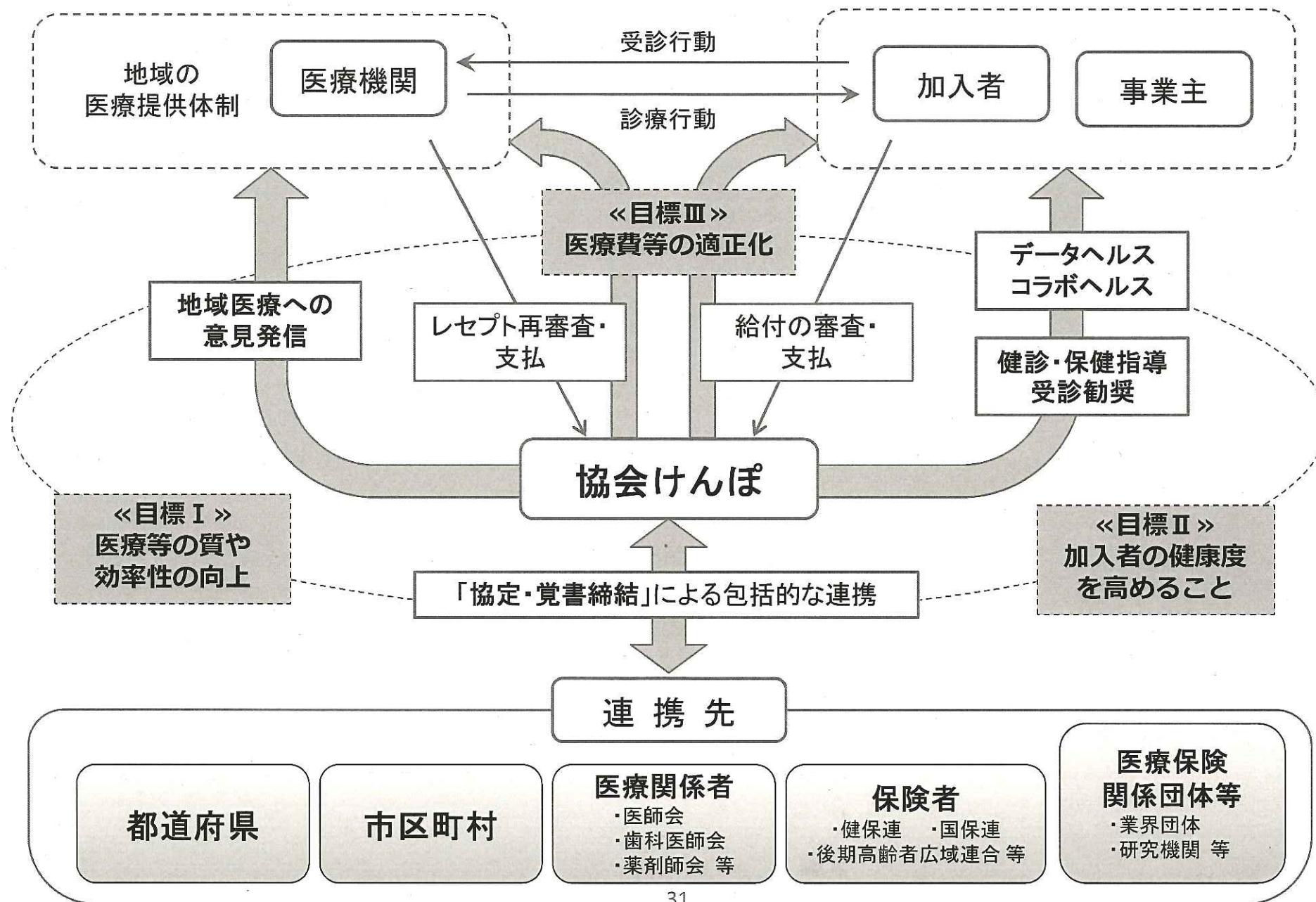
### 3. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の骨子

アクションプランを通じて実現すべき目標	I 医療等の質や効率性の向上	II 加入者の健康度を高めること	III 医療費等の適正化
目標実現に向けた着目点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の医療の選択の質の向上</li> <li>・患者（加入者）の満足度の向上</li> <li>・必要な医療・介護サービスの確保</li> <li>・医療提供体制等を効率化するための働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康状態の把握</li> <li>・加入者の健康増進、疾病予防</li> <li>・事業所における健康づくりを通じた健康増進</li> <li>・早期治療の促進</li> <li>・データヘルス計画の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康増進、疾病予防（再掲）</li> <li>・医療提供体制等を効率化するための働きかけ（再掲）</li> <li>・同質ならばより安価な手段の選択</li> <li>・不適切な利用や不正行為の防止</li> </ul>

#### I・II・III共通の目標を達成するための保険者機能強化アクションプランの基盤強化

基盤強化に向けた着目点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成等による組織力の強化</li> <li>・調査研究に関する環境整備</li> <li>・加入者・事業主との双方向のコミュニケーション</li> <li>・外部有識者との協力連携</li> </ul>
-------------	---

#### 4. 保険者としての活動範囲の拡大と関係機関との連携強化



## 5. 具体的な施策 《目標 I 医療等の質や効率性の向上》

### ＜目指すべき姿＞

- 医療・介護を必要とするすべての人に対して地域の実情に応じて質が高く効率的な医療・介護サービスが提供される。
- 医療提供体制等の在り方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関へ働きかけや意見発信を行う。

### ＜アウトカム指標＞

- 今後指標を検討

### ＜具体的な施策＞

#### (1) 医療等の質や効率性の向上のための調査研究等

##### 《支部》

- 人口構造の高齢化や疾病構造の変化を踏まえ、地域ごとの受療行動、医療提供体制等の現状とそれらの相互関係、今後の動向を把握する。
- 支部の取組みに必要な知見・データの集積・検証を図り、必要に応じて、それらの集積・検証結果を自らの取組みに反映するとともに本部に意見発信を行う。

##### 《本部》

- 医療提供体制等に係る国や都道府県をはじめとする関係者の動向を情報収集し、各支部での対応の支援を行う。
- 支部に対して、医療提供体制等に係る地域の実情を可視化した統計データの一覧の提供を検討する。
- 経済・社会、国における政策等の動向を見ながら必要な対応が適切にとれるよう、知見・データの集積・検証を図る。

## (2) 意見発信及び政策提言に必要となる加入者・事業主への情報提供

<関連指標>

### 《支部》

- 医療提供体制等に係る分析結果や病床機能報告をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。

### 《本部》

- 支部が各種情報提供を行うための基礎となるデータを提供する。
- 医療の質を可視化するための指標に関する調査研究について検討を行い、分析結果をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。

## (3) 医療・介護の情報に基づく意見発信及び政策提言

### 《支部》

- 都道府県の医療審議会や地域医療構想調整会議等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。
- 保険者協議会において、医療提供体制等に応じて他の保険者と可能な範囲内でデータを共有し分析を行う。健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。

- 医療計画策定の場への参画支部数
- 地域医療構想調整会議への参画数
- 政策提言の実施回数

### 《本部》

- 中央社会保険医療協議会をはじめとする各種審議会において、質が高く効率的な医療・介護サービスが提供できる体制ができるように意見発信を行う。
- 各支部が医療審議会等の医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、国に対して働きかけを行う。
- 健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。

## 5. 具体的な施策 〈目標Ⅱ 加入者の健康度を高めること〉

### ＜目指すべき姿＞

- 加入者の健康管理をサポートし、健康に関する情報や健康相談を早期に受けられるようにする。
- 従業員の健康づくりに取り組む事業所が自らの取組みを評価でき、健康づくりの取組みが優れた事業所が評価される仕組みを構築する。
- 健康づくりに関するエビデンスの構築や指標づくり、インセンティブの付与を行うことで加入者にとってより良い選択ができる。
- 加入者の生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進を中期的な期間で計画的に行い、医療費等の適正化に寄与する。

### ＜アウトカム指標＞

- 特定保健指導利用者の改善率
- メタボリックシンドローム該当者および予備軍の減少率
- 人工透析移行者の割合（（5）関連）

### ＜具体的な施策＞

#### （1）データヘルス計画の実現 [施策（2）～（6）の実現に向けた包括的な計画の着実な実施]

##### 《支部》

- 26年度に策定したデータヘルス計画について、P D C Aサイクルを的確に回し、地域の実情に応じた効果的な保健事業を進める。

##### 《本部》

- 各支部のデータヘルス計画の進捗状況を確認し、計画が円滑に実施できるように支援する。

### ＜関連指標＞

- 各支部のデータヘルス計画の目標指標の達成状況

#### （2）データ分析による効果的な保健事業の実施

##### 《支部》

- 本部が提供する業種・業態別の健診データ、市町村別の健診データを用いて、地域の実情に応じた分析を実施する。

##### 《本部》

- 健診データによる保健指導の改善効果を分析し、エビデンスを構築する。
- 健康づくりに関する取組みが事業所間で比較できるような仕組み、評価指標を構築する。

##### 《本部・支部共通》

- 公衆衛生学会や産業衛生学会等に参加し、医療費分析や健診・保健指導の成果等の政策研究を発表する。

- 学会での発表回数

#### （3）特定健康診査・特定保健指導の着実な実施

##### 《支部》

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率が低い支部においては、更なる実施率向上に向けた施策を検討する。
- 支部における先進的な取組みについては、本部にフィードバックする。

- 特定健康診査実施率
- 保健指導実施率

《本部》

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率の支部間格差について、原因分析を行い、実施率向上に向けた施策を検討する。
- 支部による特定健康診査実施率、保健指導実施率向上のための積極的な取組みを促す仕組みを検討する。
- 保健師、管理栄養士の採用や、保健指導の外部委託先の拡充を通じて、加入者への保健指導、健康相談等の提供体制の整備を進める。

＜関連指標＞

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率の支部間格差
- 外部委託先の機関数

(4) 事業所における健康づくりを通じた健康増進

《支部》

- 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む健康宣言等、事業主による従業員の健康づくりをサポートする。
- 都道府県等と連携し、健康づくりに積極的に取り組んでいる事業所の認定及び表彰を行う。

《本部》

- 事業所カルテの指標を充実させるとともに、事業主が従業員の健康課題等を把握できるツールの導入を検討する。
- 健康宣言等、従業員の健康づくりに事業主が積極的に取り組める施策の展開を図る。
- 健康づくりに関する取組みが事業所間で比較できるような仕組み、評価指標を構築する。

- 健康宣言等の事業所数
- 認定及び表彰事業所数

- 事業主が従業員の健康課題等を把握できるツールの導入支部数

(5) 重症化予防等の先進的な取組みの実施

《支部》

- 保険者が医療機関と連携して保健指導を実施する取組みとして、糖尿病性腎症患者の重症化予防等の対策を検討する。

《本部》

- 支部で実施している先進的な重症化予防等の取組みの全国展開を検討する。

- 実施支部数
- 人工透析移行者の割合

(6) 国や関係機関と連携した保健事業の推進

《支部》

- 地方自治体、医師会等の医療関係団体、中小企業団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図るとともに、健診・重症化予防等の保健事業を協同で実施する。
- 地方自治体や大学等の教育機関と連携し健康づくりに関するセミナーやシンポジウムを開催する。

《本部》

- 協会の健康づくりの取組みを保健事業に係る検討会等で積極的に発信し、国の政策に反映させる。
- 従業員の健康づくりを普及するため、経済団体等の関係機関や国との調整、連携を進める。

- セミナーやシンポジウムの開催回数

## 5. 具体的な施策 《目標Ⅲ 医療費等の適正化》

### <目指すべき姿>

- 医療・介護に関する情報を提供することで、加入者が疾病予防等を図り、医療等を受ける際は質が高く安価な医療等の選択ができる。
- 医療費等の負担が将来的に過大とならないように、医療費等の伸びを抑え、加入者が安心して医療・介護サービスが受けられる。
- 医療費等の適正化を通じて、協会の保険財政の安定化を図る。

### <アウトカム指標>

- ジェネリック医薬品の使用割合  
(その他の指標は今後検討)

### <具体的な施策>

#### (1) ジェネリック医薬品の使用促進

##### 《支部》

- ジェネリック医薬品の使用割合が低い支部では、更なる使用促進に向けた施策を検討する。
- 地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、新たな施策の取組みや都道府県をはじめとする関係者への意見発信に活用する。
- ジェネリック医薬品に関するセミナーの開催により、使用促進を図る。

##### 《本部》

- ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県間格差について分析し、格差縮小のための取組みを検討する。ジェネリック医薬品軽減額通知の対象者を拡大するなどの使用促進策を検討する。
- ジェネリック医薬品の使用促進のため、国への働きかけを推進する。国や関係機関と連携したジェネリック医薬品の広報や普及啓発に努める。

##### 《本部・支部共通》

- ジェネリック医薬品の使用促進のために、医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、医療提供側への働きかけを行う。

### <関連指標>

- ジェネリック医薬品使用割合（都道府県間格差）
- 軽減額通知による軽減効果額

## (2) レセプト、現金給付等の審査強化

### <関連指標>

#### 《支部》

- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化などを含めた、適正受診のための利用者への働きかけを強化する。

#### 《本部・支部共通》

- レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の能力向上を図る。
- 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の強化を図る。

- レセプト点検効果額
- 柔道整復施術療養費にかかる文書照会件数
- 債権回収率

## (3) 医療機関の適切な利用を促す広報活動

#### 《本部・支部共通》

- 加入者や患者に対し、疾病予防・健康情報、医療機関の選択に役に立つ情報を提供する。
- 医療機関の適切な利用、はしご受診の防止等、加入者に対し医療・介護サービスを適切に利用するための啓発に努める。

- 医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数

- 後発医薬品使用促進協議会の参画支部数

## (4) 各種審議会での意見発信

#### 《支部》

- 各支部が都道府県の医療費適正化計画に係る検討会、後発医薬品使用促進協議会等の審議会へ参画し意見発信を行う。

#### 《本部》

- 保険財政の安定を図るため、知見・データの集積を図るとともに医療・介護保険制度の改善のための検討を進める。

#### 《本部・支部共通》

- 関係する審議会において、加入者・事業主の利益が反映されるような意見発信を行う。

## 5. 具体的な施策 《I・II・IIIの目標を達成するための基盤強化》

### 〈基盤強化に向けた着目点〉

- 保険者機能強化アクションプランの目標を達成するため、「人材育成等による組織力の強化」、「調査研究に関する環境整備」、「加入者・事業主との双方向のコミュニケーション」、「外部有識者との協力連携」等から基盤強化を行う。

### 〈具体的な施策〉

#### (1) 人材育成等による組織力の強化

##### 《本部》

- 組織の要となる人材を育成するために支部担当者の研修を充実させる。特に重要性が増大する創造的な活動に必要となる人材育成及び予算の配分を充実させる。
- 支部が参画する審議会、協議会等において、適切な意見発信を行うための基盤整備、人材育成に努める。

##### 《支部》

- 責任感をもって創造的な活動ができる人材を育成する。創造的な活動に携わる各支部の実務者レベルの担当者を増やす。
- 関係機関と調整・協働ができる交渉力をもった人材、関係する審議会、協議会等において適切な意見発信できる人材を育成し、地方自治体等の施策に反映させる。

#### (2) 調査研究に関する環境整備

##### 《本部》

- 協会が保有するレセプトデータや健診データを効果的・効率的に分析ができる環境整備を行う。

##### 《支部》

- 医療の質や効率性の向上、生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況、保健指導の効果、医療費適正化等、業務の発展に資する調査研究を図る。

### (3) 加入者・事業主との双方向のコミュニケーション

＜関連指標＞

《本部》

- 加入者アンケートや協会のモニター、SNS等を活用し、加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。

《支部》

- 健康保険委員研修会やセミナー、対話集会、メールマガジン等の機会をとらえて加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。

### (4) 外部有識者との協力連携

《本部・支部共通》

- 協会が主体となり、大学等の研究機関の有識者と協力連携し、業務に資する政策指向的な調査研究を実施する。

### (5) パイロット事業の積極的な実施と全国展開

《本部》

- パイロット事業を活用して、新たに効果的な施策を検討し、協会において有益な事業については全国展開を図り、成果を外部へ発信する。

《支部》

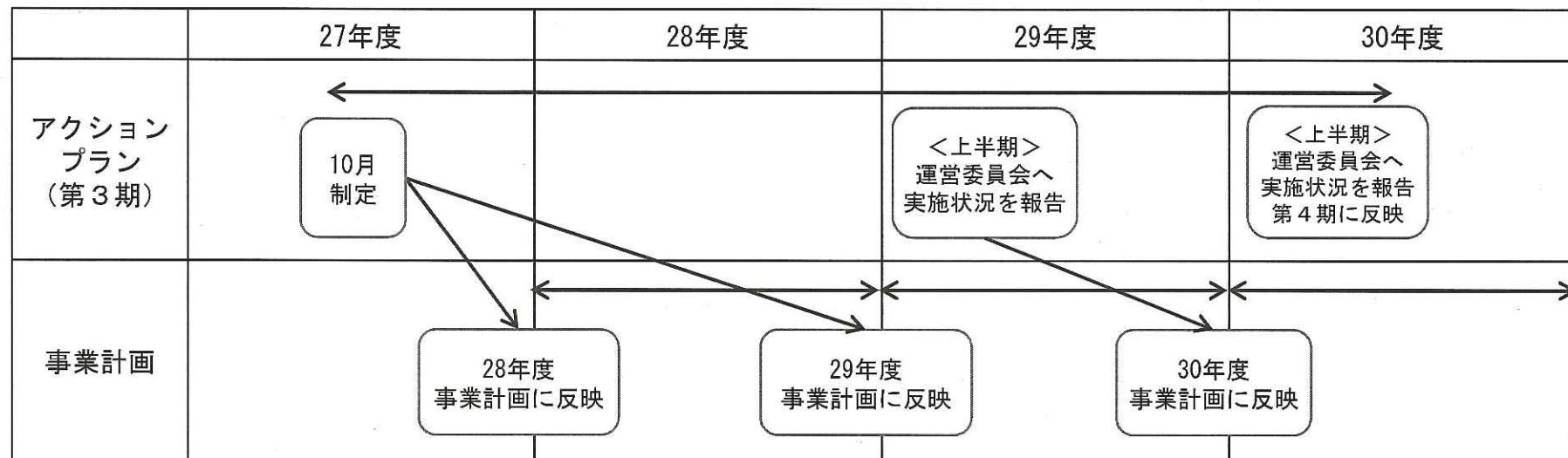
- パイロット事業の提案を通じて、新たに効果的な施策を検討し、実施する。

● パイロット事業で全国展開した件数

## 6. 実施状況の報告・評価について

- 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の実施状況については、以下のスケジュールのとおり、定期的に運営委員会に報告し、意見・評価を受ける。  
評価にあたっては、アウトカム指標と照らし合わせて、どの施策が有効であったかを検討する。
- 具体的には、27年10月制定後から28年度末までの実施状況を29年度上半期に、29年度の実施状況を30年度上半期の運営委員会に報告し、運営委員会での意見・評価については次年度の事業計画や保険者機能強化アクションプラン（第4期）（仮称）に反映させる。
- 運営委員会への報告にあたっては、以下の報告フォーマットを使用する。

### （1）実施状況の報告・評価のスケジュール



### （2）実施状況の報告フォーマット

アクション プランの 取組事項	27年10月～28年度末		29年度末	
	実施状況	運営委員会での 評価・意見	実施状況	運営委員会での 評価・意見

平成28年度 健康保険勘定予算  
(業務経費及び一般管理費の内訳) (案)

## 平成28年度 健康保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

平成27年12月9日現在  
(単位:百万円)

### 【業務経費】

区分	28年度予算	27年度予算	増減	備考
<b>保険給付等業務経費</b>	<b>8,700</b>	<b>8,299</b>	<b>401</b>	
保険証等の発行及び回収・被扶養者資格の再確認経費	2,445	2,105	340	・保険証発行業務のアウトソース満年度化等に伴う増
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	2,218	2,037	181	・健康保険給付関係届書等入力業務のアウトソース満年度化等に伴う増
窓口経費	89	138	▲ 49	・年金事務所における協会窓口経費について、現時点の窓口数、これまでの実績を踏まえた見直しによる減
返納金等債権管理回収経費	128	117	12	・法的手続きの強化に伴う弁護士費用及び支払督促手続きの費用の増
不正請求等対策経費	118	64	54	・海外療養費支給申請における審査の強化による増 ※海外療養費重点審査経費は、27年度まではその他経費に計上していたが、28年度から不正請求等対策経費にて計上
海外療養費重点審査経費(再掲)	(117)	(55)	(62)	
マルチペイメント手数料	341	330	11	・任意継続保険料収納情報の早期確認にかかる経費の計上による増
健康保険給付等補助員経費	2,980	3,075	▲ 95	・業務体制の見直しによる減
その他	380	433	▲ 53	・柔整療養費患者調査外注化経費の減(照会文書の作成・発送業務のアウトソース分を健康保険給付関係届等の入力・送付等経費へ計上)
柔整関係経費(再掲)	(295)	(349)	(▲ 54)	
<b>レセプト業務経費</b>	<b>3,914</b>	<b>4,228</b>	<b>▲ 313</b>	
レセプト磁気媒体化経費	102	186	▲ 83	・紙レセプトの減
医療費通知経費	863	912	▲ 49	・対象者数は増となるが、実績を踏まえた単価の見直しに伴い減
レセプト点検員及び業務補助員経費	2,236	2,193	43	・時給単価の見直しによる増
レセプト点検経費	713	937	▲ 224	・レセプト点検業務外注化経費について、対象件数は増加するが、実績を踏まえて単価を見直したことによる減 ※28年1月より全支部で実施予定

区分	28年度予算	27年度予算	増減	備考
企画・サービス向上関係経費	2,877	2,536	340	
広報経費	209	209	▲ 0	
調査研究経費	50	51	▲ 1	
保険者機能の総合的な推進経費	1,399	1,094	305	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知送付対象者数の増(400万件 → 600万件)</li> <li>・パイロット事業(地理情報システム(GIS)を活用した調査分析)の全国展開に伴う経費の計上(新規)による増</li> <li>・保険者機能強化に関する協会内での情報共有化を図るための意見交換会経費の計上(新規)による増</li> </ul>
業務改革・サービス向上経費	690	685	4	
業務補助員経費	389	377	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時給単価の見直しによる増</li> </ul>
その他	140	119	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理対策経費の増</li> </ul>
保健事業経費	105,923	102,200	3,724	
健診経費	93,373	92,078	1,295	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者 健診実施率:57.5%→53.2%</li> <li>被扶養者 健診実施率:20.2%→30.0%</li> </ul>
保健指導経費	6,036	4,912	1,124	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者 特定保健指導実施率:14.5%→15.2%</li> <li>被扶養者 特定保健指導実施率:3.3%→4.1%</li> </ul>
健診及び保健指導に係る事務経費	4,998	4,048	950	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主健診データ取得率の上昇(10.6%→13.7%)等に伴う手数料の増</li> <li>・協会主催の集団健診の強化に伴う増</li> <li>・健診の受診勧奨業務を強化するための経費の増</li> </ul>
その他保健事業経費	897	557	340	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業(ヘルスケア通信簿を活用した保健指導の利用勧奨)の全国展開に伴う増</li> <li>・未治療者への受診勧奨(重症化予防)の対象者拡大に伴う増</li> </ul>
保健事業補助員経費	620	606	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時給単価の見直しによる増</li> </ul>
福祉事業経費	0	1	▲ 1	
高額医療費等の貸付事業	0	1	▲ 1	
業務経費合計	121,415	117,263	4,151	

【一般管理費】

区分	28年度予算	27年度予算	増減	備考
人件費	17,587	17,010	577	
職員給与	14,125	13,941	184	・人事評価に基づく昇格・昇給による増
役員報酬	104	104	0	
退職手当	1,070	731	339	・対象者数の増
法定福利費	2,288	2,234	54	・厚生年金保険料の増
福利厚生費	64	65	▲ 1	
職員健診	64	65	▲ 1	
その他	1	1	0	

区分	28年度予算	27年度予算	増減	備考
一般事務経費	27,476	25,273	2,203	
システム経費	23,307	20,083	3,225	・マイナンバー等に対応するためのシステム開発経費の増
業務・システム刷新経費	0	1,207	▲ 1,207	・27年6月の刷新システムサービスインに伴い予算計上なし
会議費	90	89	2	
研修費	77	65	11	・新人事制度開始に伴う評価者研修経費の計上(新規)による増
賃借料	2,690	2,560	129	・賃料相場の値上げ、支部事務室移転に伴う地代家賃の増
光熱費	127	124	3	
リース費用	40	44	▲ 3	
消耗品費・事務用品費	452	423	29	・実績を踏まえて見直し
通信費	52	49	2	
旅費交通費	143	153	▲ 10	・実績を踏まえて見直し
委託費	198	141	57	・システム監査経費の計上(新規)による増 ・労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック実施経費の計上による増
その他	300	335	▲ 35	
一般管理費合計	45,127	42,348	2,779	
業務経費と一般管理費の合計	166,542	159,611	6,931	